

バナー広告仕様規程

一般社団法人山口県建築士事務所協会ホームページ広告バナー仕様規程は、次のとおりとする。

1. 業務名

一般社団法人山口県建築士事務所協会ホームページ広告バナー

2. 用語の意義

この仕様規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 一般社団法人山口県建築士事務所協会ホームページ

一般社団法人山口県建築士事務所協会が管理するホームページをいう。

(2) 広告

文字又は画像で表示された情報で、広告主の指定するホームページに最終的にリンクする機能を有するものを含む。

3. 広告を掲載するホームページ

一般社団法人山口県建築士事務所協会ホームページトップページ

URL : <https://www.y-jimukyo.com/>

4. 広告の位置及び枠数

広告の位置及び枠数は、次のとおりとする。

(1) 広告の位置

- ・ トップページの最下段に掲載。

注) サイト・レイアウト変更により位置が変わることがあります

- ・ バナー広告の掲載枠の表示位置については指定不可。

(2) 枠数 (募集枠30)

トップページに掲載する枠数 6 枠。

アクセス毎に掲載バナーがランダムに表示されるものとする。

5. 広告の種類

広告の種類は、バナー広告とする。

6. 広告の掲載料

会員 : 11,000 円／年 (税込)

賛助会員 : 11,000 円／年 (税込)

非会員 : 33,000 円／年 (税込)

※申込者からの申し出がない限り、毎年自動更新。

7. 広告の規格

1. 大きさ 縦 54 ピクセル 横 170 ピクセル
2. 形式 JPEG、PNG、GIF（アニメーション不可）
3. 容量 30KB 以下

8. ページユーザビリティの保持

広告の作成に当たっては、ページデザイン及びユーザビリティを保持するため、次に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 次の表現を含むバナー広告は、閲覧者の意思に反した動きや閲覧者に誤解を与える恐れがあるため、使用することができない。
 - ・ 「×」、「閉じる」、「いいえ」、「キャンセル」などのボタン
 - ・ アラートマーク（「警告」、「注意」など警告を発しているような誤解を与えるもの）
 - ・ ラジオボタン（選択が可能であるような誤解を与えるもの）
 - ・ テキストボックス（入力可能な領域があるかのような誤解を与えるもの）
 - ・ プルダウンメニュー（画面下方に選択肢があるかのような誤解を与えるもの）
- (2) 一般社団法人山口県建築士事務所協会ホームページとの区別化
閲覧者が一般社団法人山口県建築士事務所協会ホームページのコンテンツの一部であるかのように 混同する恐れがある表現、又は閲覧者が一般社団法人山口県建築士事務所協会の事業であると錯誤する恐れのある表現を使用してはならない。
- (3) 色調及び解像度について
 - ・ 文字色と背景色のコントラスト（明度差）は十分にとり、また、背景に模様のある画像や写真などを使用する場合は文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするよう配慮すること
 - ・ 文字やイラスト等の解像度については、適正な処理を行い、鮮明に見えるようにすること
- (5) その他の注意事項
 - ・ 広告はわかりやすい適正な言葉と文字を用いること
 - ・ ホームページの閲覧者に誤解や錯誤を起こさせるような表現を用いないこと
 - ・ ホームページの閲覧者に不快な感情を与える表現を用いないこと

附則 この規程は、令和7年3月11日から施行する。